

2023年12月31日

関係各位

株式会社同文書院
一般社団法人日本健康食品・
サプリメント情報センター (Jahfic)

機能性表示食品制度への届出における
ナチュラルメディシン・データベースのご利用について

機能性表示食品制度における届出資料において、ナチュラルメディシン・データベースをご利用いただく際のご利用方法（概要）を以下にご案内いたします。

不明点、また、機能性表示食品制度への届出以外でのご利用につきましては個別にご相談ください。

はじめに

これまで機能性表示食品制度への届出資料にナチュラルメディシン・データベース〈オンライン版〉をご利用になる場合には、これまで自社の最終製品に限り使用許諾申請を免除しておりましたが、2024年1月末をもちまして、免除を一旦廃止させていただく運びになりましたことをお知らせいたします。

また、機能性表示食品制度への届出に関連したご利用は原則、[Jahfic 会員](#)に限定したサービスに変更させていただきます。ナチュラルメディシン・データベース〈オンライン版〉は会員特典としてご利用になれます。

使用許諾を免除したことに伴い、届出資料でのご利用が適切でない事例（届出情報が更新されていない、ナチュラルメディシン・データベースを情報源とすることが明確でない等）が複数確認される事態が生じており、そのため、一旦このような方針の変更に至りました。適切にご利用いただいている皆さまにおかれましては、ご負担をお掛けすることをお詫び申し上げますとともにご理解賜りますようお願い申し上げます。

ご案内の内容

1. ご利用にあたっての注意事項
2. ご利用条件
3. ご利用料金
4. 使用許諾対象および使用許諾料
5. ご利用のイメージ図

6. ご利用までの流れ
7. 届出書類への記載時の注意事項
8. Jahfic 会員への移行手続きについて
9. 2023 年 12 月 31 日時点での届出製品について

1. ご利用にあたっての注意事項

- (1) 機能性表示食品制度への届出に関連したご利用は Jahfic 会員に限定したサービスとなります。会員規則をご参照ください。
- (2) Jahfic 会員は法人限定です。個人事業主も可です。事業内容の証明書等が必要になる場合があります。
- (3) ナチュラルメディシン・データベースの関連物（書籍版等）は、従来どおり届出資料へのご利用は不可となり、使用許諾対象外です。
- (4) ナチュラルメディシン・データベースの原典 NatMed（旧称 Natural Medicines）（Therapeutic Research Center 著）の翻訳権（要約等を含む）は同文書院が所有しています。原典（英語版）のご利用を希望する場合には事前に同文書院または Jahfic の使用許諾が必要です。

2. ご利用条件

- (1) Jahfic 会員へのご入会時に、ご利用内容に基づいた同意書をご提出いただきます。
- (2) ナチュラルメディシン・データベースの情報利用には事前の使用許諾申請が必要となり、原則、使用許諾料がかかります。
- (3) 機能性表示食品の販売者（発売者）、食品表示責任者である企業は、届出期間中（届出から届出撤回まで）、Jahfic 会員を継続することが前提です。他社からの届出支援（情報提供）の有無は問いません。
- (4) 販売者以外で機能性表示食品に関連した営業販売（機能性表示食品に関連した企画等を含む）は別途、事前の使用許諾申請が必要です。
- (5) 最終製品、機能性原料が共同開発品等の特性がある場合には別途、情報利用料が加算されることがあります。他社の機能性原料を自社製品に使用する場合も同様です。
- (6) ナチュラルメディシン・データベースの情報の授受の際、当事者の企業がいずれも Jahfic 会員の場合に原則、使用許諾料が免除されます（情報利用料における Jahfic 会員間の相互免除）。但し、授受後にいずれかの会社が退会した場合に当該情報の使用許諾は、免除された使用許諾料が支払われない限り、使用許諾が退会日を以って取り消され、退会日から 6 カ月以内に情報の削除が必要になりますことを予めご了承ください（届出の撤回後は除く）。
- (7) 事前の使用許諾のないご利用が判明した場合には、届出日以降の利用期間に対して別途、無断使用料（1 製品当たり年額 13,200 円、月割りなし）が加算されます。

3. ご利用料金

- (1) Jahfic 会員への入会に伴う料金
[会員規則](#)をご確認ください。
- (2) 機能性表示食品制度に係る利用料金
[料金表](#)をご確認ください。

4. 使用許諾対象および使用許諾料

原則、以下はそれぞれ使用許諾申請が必要です。

- (1) 他社への情報提供（情報利用料）
企業間でナチュラルメディシン・データベースの情報を授受することを指します。
例えば、ODM 会社が販売者に自社企画商品（機能性表示食品）を提案する際にナチュラルメディシン・データベースの安全性情報を提供する場合（機能性表示食品の届出資料の作成を含む）。
注）他社にはグループ会社も含まれます。
- (2) 自社製品の営業販売（営業利用料）
原料、最終製品等の物品に限らず、情報が付帯されて販売するもの全般を指します。
例えば、販売者がナチュラルメディシン・データベースの安全性情報を使用した機能性表示食品（自社製品）を販売する場合。
注）自社商品の定義は以下のとおりです
 - i. 販売者が販路先を限定せずに販売する製品（販路先等を明記していない製品）
 - ii. 発売者が販売する製品（販売者と発売者が異なる場合）
注）自社商品を他社が販売する場合には別途、使用許諾申請が必要になり、使用許諾料（営業利用料）がかかります。
注）自社の届出商品（最終製品）における使用許諾の範囲は、i.届出製品の販売、ii.届出資料の記載内容を顧客（一般消費者）に情報提供すること、iii.自社の所有する媒体での（情報を開示した）広告（消費者庁の届出情報サイトの URL は可）。詳細はお問い合わせください。
一部は年会費に含まれますが、使用許諾申請は必要です。
- (3) その他
届出製品の特性、届出商品の機能性原料の特性等により、上記(1)(2)以外にも使用許諾申請が必要になる場合があります。予めご了承ください。

5. ご利用のイメージ図

- (1) [ご利用者の業種別類型](#)
上記 2～4 に関連した類型としてご参照ください。
- (2) [ご利用者間の相関図](#)

上記2～4に関連した相関図としてご参照ください。
上記に該当しない場合には文末の問い合わせ先にご相談ください。

6. ご利用までの流れ（ご入会および使用許諾申請の手続き）

(1) ご入会の希望

[問い合わせフォーム](#)にてお知らせください。

(2) 利用規約へのご同意

[同意フォーム](#)にてご同意メールを送信してください。

その際、「ご利用目的」については、ナチュラルメディシン・データベースの情報の活用方法を具体的に記載してください。

(3) 同意書および入会申込書のご提出

① Jahfic 事務局からご利用内容に関する質問事項をメールでお送りします。

② 質問事項のご回答に基づき、Jahfic 会員の種別が決定します。Jahfic が同意書案を作成の上、メールでお送りします。

同意書および入会申込書には会社印が必要です。

(4) ご入会に伴うお支払い

① 上記(3)をご提出いただきましたら請求書をメールでお送りします。

② ご入金を確認されましたらナチュラルメディシン・データベース〈オンライン版〉のログイン情報をメールでお送りします。

(5) 使用許諾申請

① [使用許諾申請書](#)をメールにてお送りください。

各種様式>[使用許諾関連]>(共通) 著作物等使用許諾申請書

② 使用許諾の可不可がメールにて通知されます。

可の場合には原則、請求書が送付されます。

ご入金後に使用許諾書（使用許諾番号）が通知されます。

注) 使用許諾期間は原則、事業年度内（4月から翌年3月まで）です。

注) 届出書類には、使用許諾番号の記載が必要になります。

③ 許諾内容に基づき情報をご利用になれます。

(1)～(4)の手続きには1カ月以上要する場合があります。

7. 届出書類への記載時の注意事項

様式(II)および様式(II)-1への記載方法は同意書または使用許諾書にてご確認ください。

記載内容によっては使用許諾後に使用許諾が取り消される場合があります。

8. Jahfic 会員への移行手続きについて

[対応表](#)をご参照ください。

(1) Jahfic 会員としてご利用の場合

- ① NM データベース会員
- ② NM 情報会員
- ③ NMHQ 会員

年度更新の際にお手続きいただきます。ご利用内容により会員種別が変更になることがあります。

(2) オンライン版をご利用の場合

- ① 通常利用の場合
- ② 商用利用料をお支払いの場合

入会の時期等により手続き内容が異なります。

(3) 上記(1)および(2)に該当しない場合

ご入会の希望の有無により手続き内容が異なります。

希望されない場合は指定された期限までに届出資料から情報を削除してください。また、別途、過去のご利用に対して無断使用料を請求させていただきます。

9. 2023 年 12 月 31 日時点での届出製品について

対応表をご参照ください。

(1) 英語版を使用している場合

英語版 (NatMed (旧称 Natural Medicines)) の情報を使用している製品については使用許諾料が 1 製品当たり年額 13,200 円で、届出日以降の期間に遡及します。情報の継続利用を希望する場合には別途、お知らせください。翻訳手数料は 1 素材当たり年額 55,000 円、届出製品への使用許諾料は 1 製品当たり年額 13,200 円です。

(2) 書籍版を使用している場合

書籍版の情報を使用している製品については、使用許諾申請を行った上で、オンライン版を出典とした情報に更新することが前提となります。

(3) 届出支援した他社製品 (グループ会社を支援した場合を含む) について

届出支援 (情報提供) した他社製品 (グループ会社を支援した場合を含む) については、2024 年 3 月までに使用許諾申請を提出してください (2025 年 3 月までに機能性表示食品制度届出データベースで変更内容を情報開示してください)。但し、2023 年 11 月末時点で届出撤回されたもの (消費者庁「機能性表示食品の届出情報検索」上で確認可能なもの) は除きます。

[お問い合わせ先]

一般社団法人日本健康食品・サプリメント情報センター (Jahfic)